「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出

概要

- ・厚生労働省及び観光庁通知(平成31年3月26日付医政総発0326第3号・観参第800号)において、各都道府県に対し、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出し、報告するよう依頼(参考資料5)
- ・令和元年度に「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関検討部会」において、選出要件・選出方法について議論し、以下の要件を決定

選出要件

- (1) 外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関 (下記①から③の要件を全て満たす医療機関)
- ① 都道府県の医療計画における二次以上の救急医療機関であること。
- ② 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において「受入可能」と回答していること。
- ③ 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において外国語で対応可能な電話番号を報告していること。

- (2) 外国人患者を受入れ可能な医療機関(診療所・歯科診療所も含む。) (下記①・②の要件をともに満たす医療機関)
- ① 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において「受入可能」と回答していること。
- ② 医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において外国語で対応可能な電話番号を報告していること。
- ・厚生労働省は各都道府県から報告のあった「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」として取りまとめた上で厚生労働省ホームページにおいて公開
- (参考)「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について(厚生労働省HP)

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html

都における選出状況

・厚生労働省及び観光庁発出の依頼に基づき、令和3年5月公募を実施 → 合計193ヵ所(※)を選出 (参考:R2末192ヵ所)

| | 令和2年度末時点 | | |
|-------------------------------|----------|-----|--|
| (1)外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関 | 病院 | 24 | |
| | 診療所 | 0 | |
| | 歯科診療所 | 0 | |
| | 病院 | 6 | |
| (2)外国人患者を受け入れ可能な医療機関 | 診療所 | 83 | |
| | 歯科診療所 | 79 | |
| | 合計 | 192 | |

| | 令和3年9月1日時点 | | | |
|--|------------|-----|--|--|
| | 病院 | 24 | | |
| | 診療所 | 0 | | |
| | 歯科診療所 | 0 | | |
| | 病院 | 6 | | |
| | 診療所 | 85 | | |
| | 歯科診療所 | 78 | | |
| | 合計 | 193 | | |

(ヵ所)

(※)選出医療機関一覧は、 参考資料4参照。